

2017年にNISA口座で投資信託をご購入頂いたお客さまへ

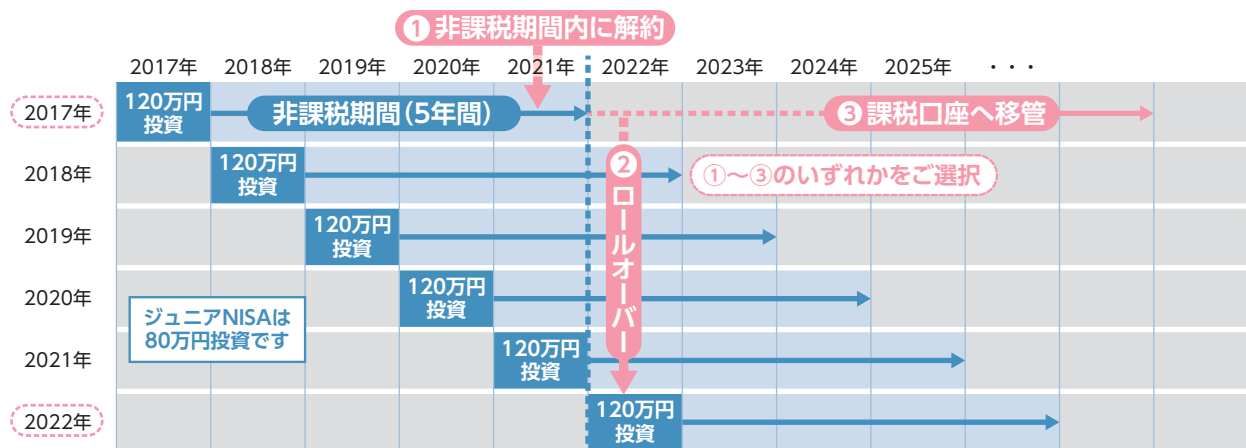
重要

# NISA口座における ロールオーバーのご案内

## ～非課税期間の満了に伴うお取扱いについて～

### NISA口座のロールオーバーとは

- NISAの非課税期間は最長5年間とされており、2017年にNISA口座でご購入された投資信託の非課税期間は、2021年12月末をもって満了となります。
- 満了後は原則として課税口座(特定口座または一般口座)に移管されますが、翌年(2022年)の非課税枠へ移す(ロールオーバー)ことで、引き続き5年間は譲渡益・配当等が非課税となります。
- 2021年12月末をもって非課税期間満了をむかえる投資信託のお取扱いは、①非課税期間内(2021年内)に解約する、②翌年(2022年)の非課税枠へロールオーバーする、③課税口座(特定口座等)へ移管する、の3通りからご選択いただき、それぞれの期日までにお手続きくださいますようお願い致します。
- なお、NISA口座で2018年以降にご購入頂いた投資信託についても、非課税期間満了をむかえる際は同様のご選択が必要となります。



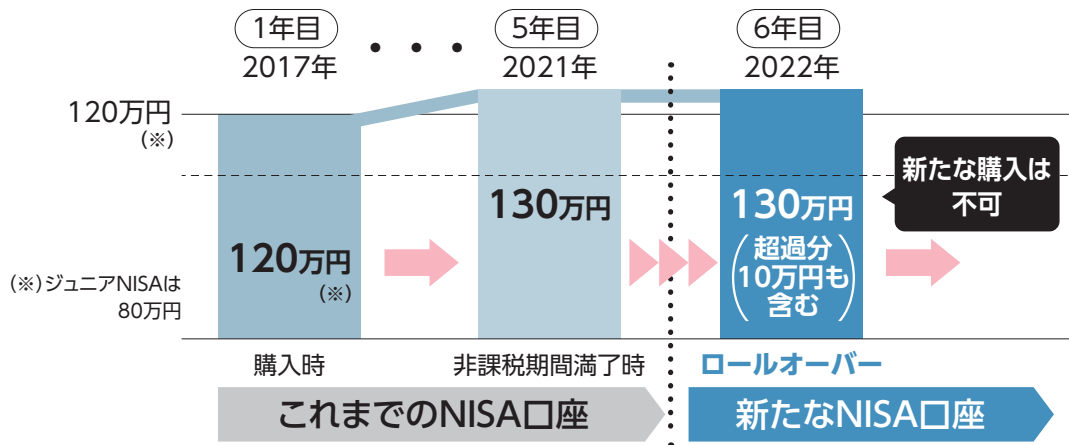
選択肢	お手続き内容・期限
① 非課税期間内に解約する	<p>【内容】受渡日が本年内(12月末までに解約代金の入金完了)となる解約のご注文までとなります。</p> <p>【期限】ご注文から受渡日までに要する日数はファンドごとに異なります。詳しくはお取引店またはNISA専用ダイヤルまでお尋ねください。 ※受渡日が2022年以降(非課税期間満了後)となる譲渡益には課税されますのでご注意ください。</p>
② 翌年(2022年)の非課税枠へロールオーバーする	<p>【内容】「移管依頼書」の太線の枠内にチェックのうえ返信用封筒にてご返送ください。</p> <p><b>【期限】2021年12月10日(金)まで(必着)</b></p> <p>※上記期限内にご返送されない場合は、自動的に課税口座(特定口座等)に移管されますのでご注意ください。</p>
③ 課税口座(特定口座等)へ移管する	<p>【内容】課税口座へ移管する場合、特段のお手続は不要です。特定口座を開設しているお客さまは、特定口座に移管されます。※特定口座を開設していないお客さまは、一般口座に移管されますが、特定口座への移管をご希望の場合は予め銀行窓口にて特定口座開設のお手続が必要です。(2021年12月17日(金)まで)</p>

上表の②③に関する詳しい説明は中面をご覧ください。

# 1 ロールオーバーする場合の注意点

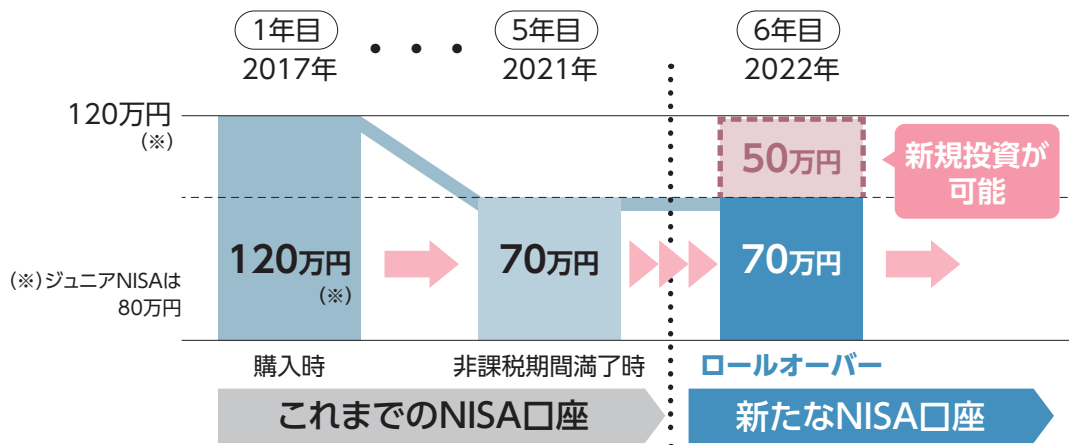
- ロールオーバーの対象となる(2017年の非課税枠でご購入いただいた)投資信託について、2022年以降も引き続き5年間は譲渡益・配当等が非課税となります。
- ただし、2022年分の非課税枠を利用することとなりますので、**その分は非課税枠での新たな投資ができません。また、その年はつみたてNISAをご利用頂くことはできません。(NISAとつみたてNISAは併用不可)**
- 対象の投資信託の時価残高(※)が、翌年の非課税枠を超えていても全額ロールオーバーが可能です。非課税枠を全て利用してしまうため新たな投資はできません【図1】。  
あるいは、非課税枠未満の時価残高(※)でロールオーバーした場合、余った非課税枠を利用することが可能です【図2】。  
(※)ロールオーバーする金額は、年末最終営業日(2021年12月30日(木))の時価残高となります。
- 非課税期間中は解約による損失が出た場合も他の口座(特定口座等)との損益通算はできません。
- ロールオーバーを行うには福岡銀行で2022年分のNISAの非課税枠をお持ちであることが必要です。最終頁の「2022年分の非課税枠設定等のお手続き」をご参照ください。

【図1】2021年12月末の時価が2022年の非課税枠以上の場合



2022年の非課税枠を超過した分もロールオーバーできますが、非課税枠を全て利用してしまうため、新たな購入はできません。

【図2】2021年12月末の時価が2022年の非課税枠未満の場合

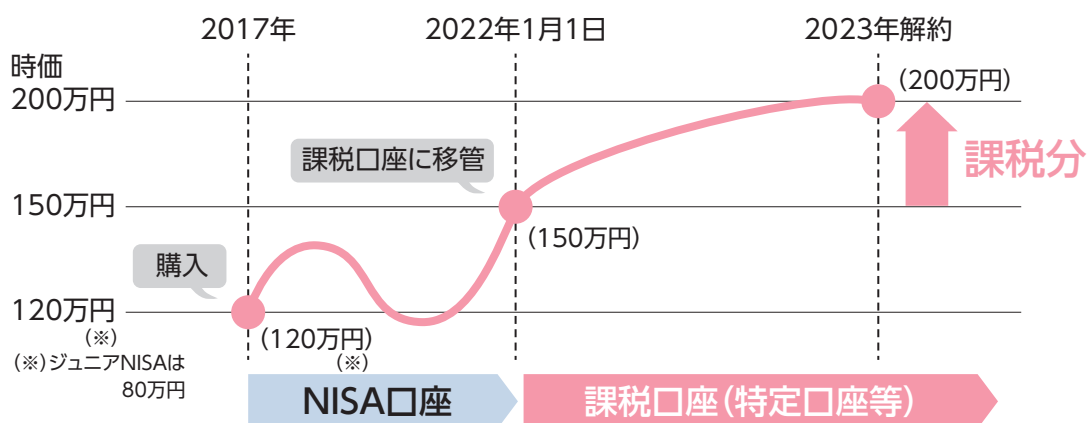


2022年の非課税枠に満たない分は新たに購入できます。

## 2 ロールオーバーしない(課税口座に移管する)場合の注意点

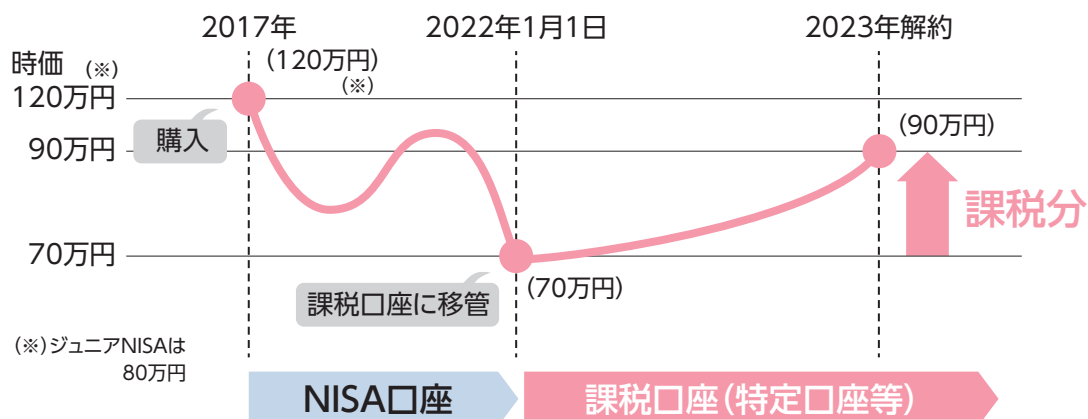
- 課税口座に移管した際の取得価額(取得単価×口数)は、非課税期間満了時の年末最終営業日(2021年12月30日(木))における時価となります。
- 課税口座(特定口座等)に移管すると、2022年以降の譲渡益・配当等に課税されます。譲渡損失が生じた場合は損益通算が可能となります。
- 課税口座に移管した後で解約された場合の譲渡益は、課税口座に移管された際の時価を取得価額として課税されます【図3】【図4】。**NISA口座で当初ご購入頂いた価額ではありません。**
- したがって、課税口座への移管時の価額が当初のNISA口座での購入価額より下落している場合でも、その後価額が上昇した際に解約すると、**課税口座への移管時の価額との差が譲渡益となり課税されますのでご注意ください【図4】。**

【図3】120万円(※)で購入した投資信託を、150万円で移管後、200万円で解約した場合



譲渡損益は2021年12月末の時価(150万円)を取得価額として計算  
 $200万円 - 150万円 = +50万円$  (譲渡益)  $\Rightarrow$  譲渡益50万円に対して課税

【図4】120万円(※)で購入した投資信託を、70万円で移管後、90万円で解約した場合



譲渡損益は2021年12月末の時価(70万円)を取得価額として計算  
 $90万円 - 70万円 = +20万円$  (譲渡益)  $\Rightarrow$  譲渡益20万円に対して課税

## 2022年分の非課税枠設定等のお手続き

ロールオーバーを行うには、福岡銀行で2022年分のNISAの非課税枠をお持ちであることが必要です。以下のような場合は、追加でお手続きが必要となります。該当のお客さまでロールオーバーをご希望の場合、まずはお取引店にご連絡ください。

追加のお手続きが必要な方	お手続き内容	お手続き期限
福岡銀行以外の金融機関でNISAまたはつみたてNISAを利用している方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NISA等を利用されている金融機関にて、非課税枠を福岡銀行へ変更するお手続き</li> <li>・福岡銀行で2022年以降の非課税枠を設定するお手続き ※変更前の金融機関が発行した「廃止通知書」が必要です。</li> <li>・マイナンバーのお届け&lt;お届けがお済みでない場合&gt; ※マイナンバー確認書類および本人確認資料が必要です。</li> </ul>	11月22日(月)まで
2022年以降の非課税枠を未設定の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2022年以降の非課税枠を設定するお手続き</li> <li>・マイナンバーのお届け&lt;お届けがお済みでない場合&gt; ※マイナンバー確認書類および本人確認資料が必要です。</li> </ul>	12月6日(月)まで
当行でつみたてNISAを利用している方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2022年の非課税枠をNISAに変更するお手続き</li> <li>・つみたてNISAでの積立契約を終了するお手続き ※つみたてNISA用のファンドは、つみたてNISA以外(NISA、特定口座等) でのご購入、積立はできません。</li> </ul>	12月13日(月)まで

## ロールオーバーに関する Q & A

Q1

NISA口座で保有している投資信託が非課税期間満了するまでに何も手続きをしないと、その投資信託はどうなりますか？

A1

課税口座(特定口座または一般口座)に自動的に時価で移管されます。特定口座を開設しているお客さまの場合、特定口座に移管されます。

Q2

NISA口座で保有している商品の全てを、今年、ロールオーバーすることができるのですか？

A2

NISA口座で2017年にご購入された投資信託が、2021年末に非課税期間が満了しロールオーバーの対象となります。対象となる商品・時価につきましては、お取引店または福岡銀行NISA専用ダイヤルにお問合せください。

Q3

ロールオーバーの手続きはいつごろまでにおこなえばよいですか？

A3

12月10日(金)(必着)までにおこなって頂くようお願いいたします。ただし、追加のお手続きが必要な方は上に記載の期限内にお願いします。なお、ロールオーバーをご希望されない場合のお手続きは不要です。

Q4

2022年はつみたてNISAを利用したいのですが、ロールオーバーはできますか？

A4

2022年分の非課税枠でつみたてNISAを利用される場合、ロールオーバーはできません。(NISAとつみたてNISAは併用不可)

Q5

非課税期間内に解約すると、税金はどうなるのですか？

A5

非課税期間内に解約し利益が出た場合、譲渡益は非課税です。一方、損失が出た場合、他の口座(特定口座等)との損益通算はできません。

Q6

ロールオーバーの手続きをした後で、もし考えが変わって特定口座へ移管したくなった場合、変更は可能ですか？

A6

期限内(12月10日(金)まで)であれば可能です。当行の本支店(投資信託取扱店)にてお手続きください。

Q7

現在、特定口座を開設していない場合でも、非課税期間満了後に特定口座に移管することはできますか？

A7

現在、特定口座をお持ちでないお客さまが特定口座への移管をご希望の場合、予め窓口にて特定口座を開設頂く必要があります。(2021年12月17日(金)まで)

## 投資信託に関するご留意点

■ご検討にあたっては、「商品パンフレット」「投資信託説明書(交付目論見書)」等を必ずお読みください。■投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。また、福岡銀行で取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。■投資信託は、元本保証および利回り保証のいずれもありません。■NISA口座・つみたてNISAに関するご留意点は、NISA GUIDE BOOK をご覧ください。

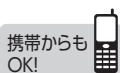
[商号等] 株式会社福岡銀行 登録金融機関 [登録番号] 福岡財務支局長(登金)第7号 [加入協会] 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

※福岡銀行では、総合口座貸越等の利用による金融商品のお取引は、貸越利息等をお客さまにご負担いただくこととなりますので、お取扱いしていません。

詳しくは投資信託のお取引店または福岡銀行NISA専用ダイヤルまでお気軽にお問い合わせください。

■福岡銀行NISA専用ダイヤル

0120-138-298



[受付時間] 平日9:00~20:00  
但し、銀行休業日は除きます。

ふくぎんホームページ

ふくぎん

検索

登録有 登録無 LB/A H L

2021年7月1日現在